

京都市子ども・子育て会議

1 趣旨・目的

子ども・子育てに関する総合的な施策の調査・審議及び進行管理を行う。必要に応じて専門部会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概要

設置年月日：平成25年7月22日

設置根拠：京都市子ども・子育て会議条例及び同条例施行規則

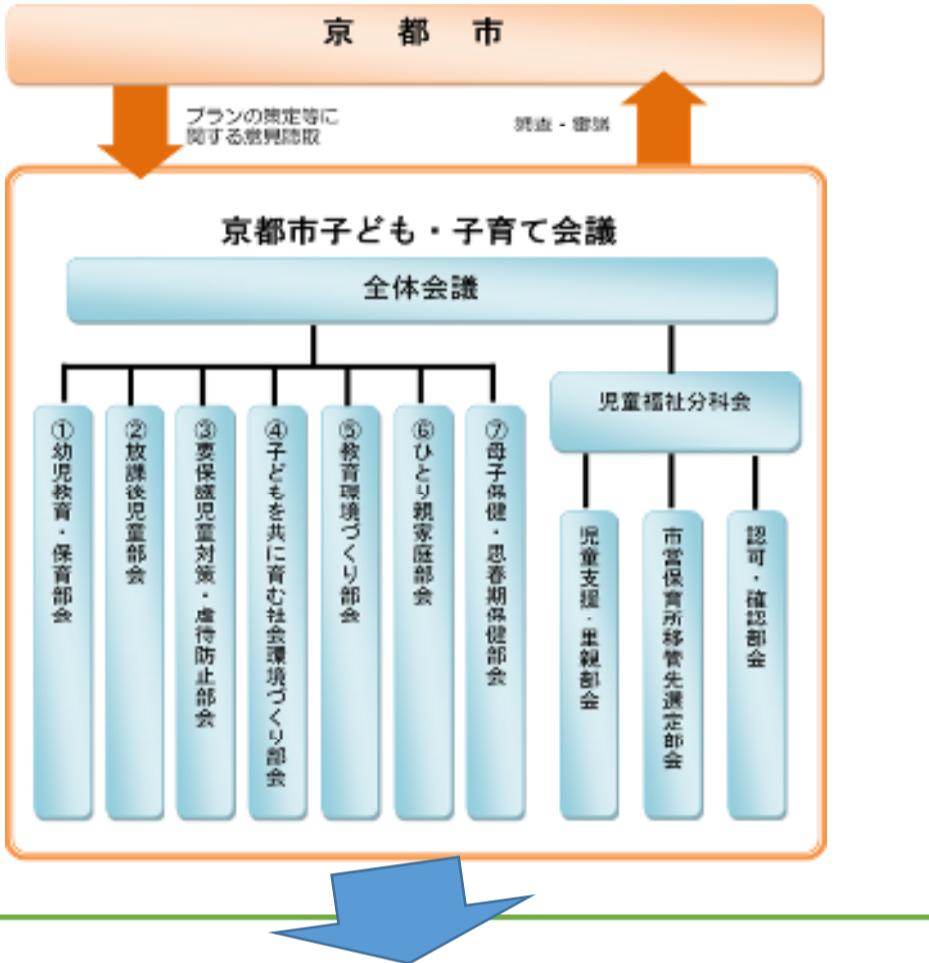
委員構成：学識経験者等、30名以内の委員により構成（現在30名）。

必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

現委員の委嘱期間：平成29年7月22日から平成31年7月21日

3 現京都市未来子どもはぐくみプラン策定時の体制図



京都市青少年活動推進協議会

1 趣旨・目的

青少年に関する総合的な施策の調査・審議及び進行管理を行う。必要に応じて専門委員会を設置し、専門事項を調査・審議する。

2 概要

設置年月日：昭和28年12月24日

設置根拠：地方青少年問題協議会法、京都市青少年活動推進協議会条例

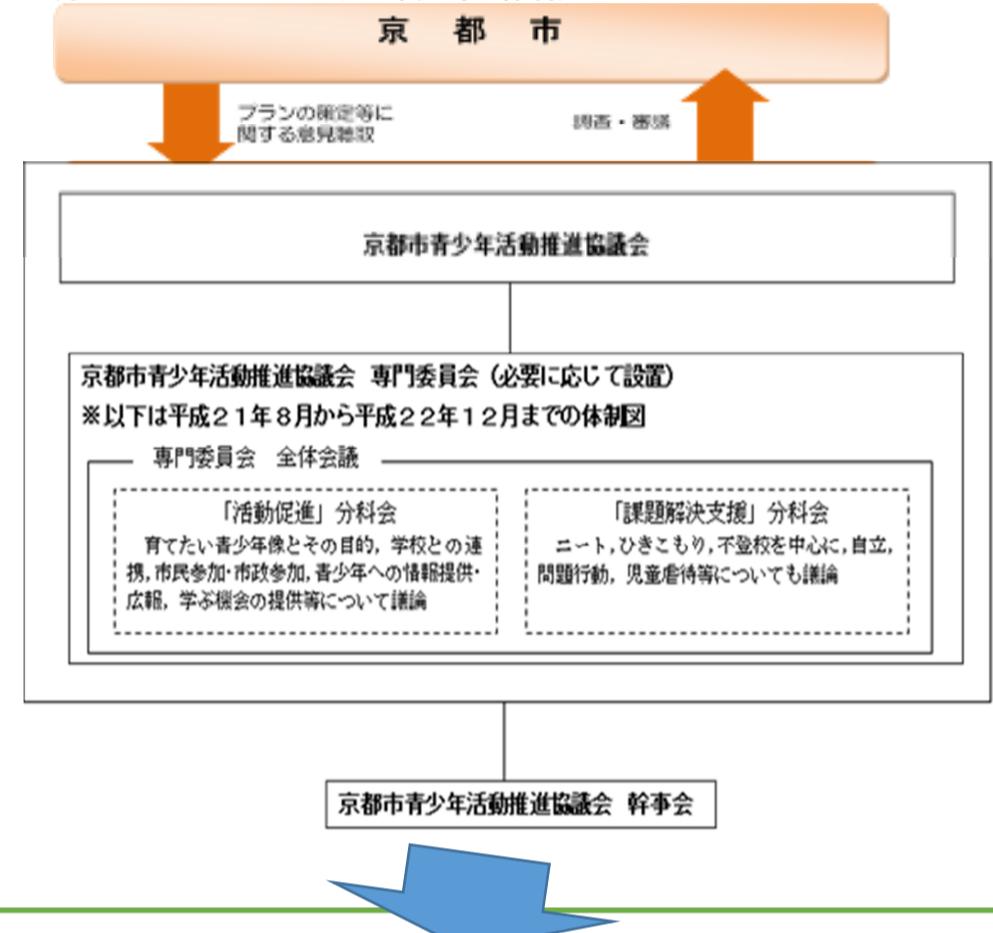
委員構成：学識経験者等、20名以内の委員により構成（現在19名）。

必要に応じ特別委員を置く（会長、副会長は互選）。

委員任期：2年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）

現委員の委嘱期間：平成28年12月1日から平成30年11月30日

3 現ユースアクションプラン策定時の体制図



京都市はぐくみ推進審議会

【全体会議】（年1～2回程度）

- 妊娠・出産、乳幼児から若者までの「切れ目ない支援」を実現するための調査・審議を行う。
- 新計画全体に係る事項について審議
- 定数30名の委員で構成
- 各部会の審議内容を報告（新計画の詳細の検討及び現計画の進捗管理）

児童福祉法第8条第3項の規定により必置

